

富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果（令和 3年11月分・令和 3年12月分）

採取場所：水質監視槽出口

		検査項目、分析項目	単 位	検査結果		排水基準※1		
				11月分	12月分			
採 取 年 月 日	採 取 結 果 確 定 日			03.11.05	03.12.06			
				03.12.03	04.01.17			
水 質 検 査 結 果	有 害 物	1	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	< 0.001	< 0.001	0.01以下	
		2	シアン化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと	
		3	有機燐化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと	
		4	鉛及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下	
		5	六価クロム化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下	
		6	砒素及びその化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下	
	質 物	害 物	7	総水銀 ※2	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	0.0005以下
			8	アルキル水銀	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	検出されないこと
			9	PCB	(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
			10	トリクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
			11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
			12	ジクロロメタン	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
			13	四塩化炭素	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
			14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	0.04以下
			15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	1以下
			16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.04	< 0.04	0.4以下
			17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.3	< 0.3	3以下
			質 物	害 物	18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.006
	19	1,3-ジクロロプロペン			(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
	20	チウラム			(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
	21	シマジン			(mg/L)	< 0.003	< 0.003	0.03以下
	22	チオベンカルブ			(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
	23	ベンゼン			(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
	24	セレン及びその化合物			(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
	25	ほう素及びその化合物			(mg/L)	2.7	2.5	230以下
	26	ふっ素及びその化合物			(mg/L)	2.8	2.7	15以下
	27	アンモニア等化合物 ※3			(mg/L)	3.6	3.5	100以下
	質 物	害 物	28	1,4-ジオキサン	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
—			ダイオキシン類 ※4	(pg-TEQ/L)	0.0057		10以下 ※5	
結 果	有 害 物	1	水素イオン濃度指数	(—)	7.7	7.2	5.0～9.0	
		2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	< 1	< 1	10以下 ※6	
		3	化学的酸素要求量	(mg/L)	6.7	7.0	10以下	
	質 物	害 物	4	浮遊物質量	(mg/L)	< 2	< 2	20以下
			5	鉱油類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下
			6	動植物油脂類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
			7	フェノール類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
			8	銅含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
			9	亜鉛含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
	質 物	害 物	10	溶解性鉄含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
			11	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
			12	クロム含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
			13	大腸菌群数	(個/cm ³)	< 300	< 300	3000以下
			14	窒素含有量	(mg/L)	4.6	4.9	60以下
			15	燐含有量	(mg/L)	0.03	0.04	8以下

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。

※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。

※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。

※4 検査試料採取日「令和 3年 7月 8日」、検査結果確定日「令和 3年 8月24日」のものです。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平12 総・厚3）「維持管理の基準」に定める排水基準値です。

※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。